

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学会計監査人候補者の募集について

令和7年12月26日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。会計監査人は、文部科学大臣により選任されますが、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人候補者（以下「候補者」という。）を選定のうえ会計監査人候補者名簿を作成し、文部科学大臣へ提出することとされています。

つきましては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の候補者を選定するにあたり、下記のとおり募集を行いますので、本学の会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士の方は、別紙「提案書の記載事項」を参照のうえ、提案書等の提出をお願いいたします。

記

1. 会計監査人の資格及び応募資格

- (1) 国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第41条に定める資格を有する者であること
- (2) 会社法第337条第3項における欠格事由に該当しない者であること
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと
なお、公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれることから、本学の会計監査人となった公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんのでその旨ご留意ください。
- (4) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること
- (5) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと

2. 会計監査人の任期等

本件は、令和8年度から令和10年度までの複数年度を対象とした候補者の選定となります。毎年度、文部科学大臣の選任を受ける必要があることから、単年度の契約となります。このため、各年度の契約日から準用通則法第38条第1項に定める文部科学大臣による財務諸表の承認時までを任期とします。

また、令和9年度以降の選定にあたっては、候補者から当該事業年度の開始前に監査計画書等を提出いただき、その内容及び任期中の監査実績を本学で評価・検証したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求ることとします。

なお、選定された候補者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化または契約の履行状況等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

3. 提案書の提出期限

令和8年1月27日（火）17時00分必着（郵送又は持参）

4. 提出部数

- (1) 提案書 紙媒体（A4判）：8部、電子媒体（PDF）：1部
- (2) 貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 8部
- (3) 下記①～③を証する書面 各1部
 - ① 準用通則法第41条に定める資格を有する者であること
 - ② 会社法第337条第3項に該当しない者であること
 - ③ 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと

5. 提出先及び問い合わせ先

〒630-0192 奈良県生駒市高山町8916-19

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 監査室（事務局棟別館3階）

電話：0743-72-6222

E-Mail : kansa@ad.naist.jp

6. 候補者の選定方法

提出された提案書について、本学の会計監査人候補者選定委員会において審査を行い、総合評価の最も高い者を候補者として選定します。

なお、必要に応じて、提案内容についてヒアリングを行う場合があります。ヒアリングを実施する場合は、別途連絡します。

7. その他

- (1) 審査結果については、後日、各応募者に対してお知らせします。
- (2) 提案書等の作成費用については、応募者の負担とします。また、提出された提案書等は返却しません。
- (3) 本学の概要是、以下のWEBページを参照ください。
 - 本学ホームページ <https://www.naist.jp/>
 - 法人情報 <https://www.naist.jp/corporate/>
 - 財務情報 <https://www.naist.jp/corporate/finance/>

別紙

提案書の記載事項

1. 監査法人等の概要（令和8年1月1日時点）

- (1) 名称、代表者氏名、所在地
- (2) 本学を担当する事務所の名称、所在地
- (3) 出資金（資本金）
- (4) 業務収入、経常利益、当期利益（令和6年度又は直近の決算）
- (5) 関与会社数

2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組み

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けてい
る場合は、その旨を記載するとともに認定証（写）を提出してください。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認
定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）
 - ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定、トライ
くるみん認定、プラチナくるみん認定）
 - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエ
ール認定）
- ①、②について、常時雇用する労働者が100人以下に該当する場合は、策定済み
の行動計画があれば提出してください。

3. 監査業務等の実績（令和5年度～令和7年度）

- (1) 国立大学法人又は大学共同利用機関法人における監査業務実績
- (2) 公立大学法人又は独立行政法人における監査業務実績
- (3) 国立大学法人等における支援業務実績（会計研修等）

※ 年度・法人名・業務内容を(1)～(3)の項目ごとに記載してください。

4. 会計監査人業務等の提案

(1) 基本方針

国立大学法人に対する監査の基本的な考え方について、具体的かつ明瞭に記載
してください。

(2) 監査実施体制

監査チームの構成及び監査従事予定者（氏名、資格、略歴、国立大学法人等に
おける監査実績等）について、記載してください。

(3) 監査支援体制

本法人の監査チームへの組織的な支援体制について、組織図等を示して具体
に記載してください。

(4) 監査計画

年間のスケジュール（監査予定項目、実施日程）、予定日数（延べ人日数）に
ついて、年度ごとに記載してください。

(5) 監査実施方法

監査の種類及び実施方法について、具体的に記載してください。

(6) 指導的機能

国立大学法人会計基準又は財務諸表等の作成に対する指導・助言について、具体的に記載してください。

(7) 本学監査部門との連携に対する考え方

本学の監査部門（監事及び監査室）との連携に対する計画及び考え方について、具体的に記載してください。

(8) 特筆すべき点等（アピールポイント）

以下の例を参考に、本学に対する監査において特筆すべき点等について、具体的に記載してください。

- 国立大学法人が抱える会計上の諸課題への提案
- 本学の特色に照らし、3年間を通してどのような方針・観点で監査に臨むか
- 本学の監査を実施する上で、本学にとってメリットとなる点
- 他の国立大学法人の取組内容に関する情報提供 など

5. 監査報酬見積

(1) 見積費用算定内訳（年度毎）

各業務における監督責任者及び監査従事予定者の資格別に、所要員数、日数及び単価を明示してください。また、旅費等の必要経費も、記載してください。

(2) 見積費用の考え方

監査日程等契約内容に大幅な変更が生じた場合の処理方法について、記載してください。

6. その他参考となる事項

(1) 金融庁からの処分・指導等の有無及びその内容（令和5年1月～令和7年12月）

(2) 日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果及び改善勧告等（令和5年1月～令和7年12月）

7. 留意事項

(1) 提案書の様式は特にありませんので、任意の形式で作成してください。

(2) 本件に関する担当者の氏名、連絡先（メールアドレス・電話番号）を記載してください。

(3) 応募者から提出された提案書等については「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき公開する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項がある場合は、提出時に当該事項を指定してください。